

費用償還（自費解体）必要書類等一覧

■必ず必要な書類		備考	☑
1	申請書	市指定様式(様式第1号) ※申請者の(費用支出者)の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
2	り災証明書		<input type="checkbox"/>
3	申請者又は申請代理人の身分証	*写真付き1種類 運転免許証、旅券(パスポート)、 マイナンバーカード等 *写真無し2種類 健康保険証、介護保険証、 国民年金手帳等	<input type="checkbox"/>
4	登記事項（建物）証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
	未登記の場合 →固定資産税評価証明書又は名寄帳		
5	申請者(費用支出者)の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
6	建物配置図	市指定様式（様式第5号）	<input type="checkbox"/>
7	状況写真（解体前・工事中・撤去後）	市指定様式（様式第6号） ※被災家屋を2方向以上から撮影した もので被災状況が分かる写真を提出し てください。	<input type="checkbox"/>
8	解体及び撤去に係る契約書	業者が作成（写しでも可）	<input type="checkbox"/>
9	請求内訳書	業者が作成 ※費用の内訳がわかる書類です。	<input type="checkbox"/>
10	領収書	業者が作成（写しでも可）	<input type="checkbox"/>
11	マニフェストE票の写し等	業者が作成 ※解体により発生した廃棄物を適切に 処分したことを証する書類です。	<input type="checkbox"/>

■場合によって必要な書類

●代理人が申請する場合

12	委任状	市指定様式（様式第7号） ※委任者の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
----	-----	----------------------------------	--------------------------

●共有者（相続手続き中のものを含む）の代表者が申請を行う場合

13	共有者及び相続人全員（代表者を除く）の同意書	市指定様式（様式第8号） ※共有者及び相続人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
14	共有者及び相続人全員（代表者を除く）の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

●抵当権等が設定されている被災家屋等の所有者が申請を行う場合

15	権利設定者全員の同意書	市指定様式（様式第9号） ※権利設定者全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
16	権利設定者全員の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

●所有者が死亡している場合

17	所有者が死亡していることが分かる書類	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
18	相続人全員分の戸籍謄本	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

○相続人が決定している場合

19	遺産分割協議書	※相続人全員の実印の押印があるもの	<input type="checkbox"/>
20	遺産分割協議書に押印している相続人全員分の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

○相続の協議が完了していないが、解体及び撤去について相続人全員が同意している場合

21	相続人全員の同意書	市指定様式（様式第8号） ※相続人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
22	相続人全員の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

●申請者が被災家屋等の所有者と異なる場合

23	被災家屋等の所有者の同意書	市指定様式（様式第10号）	<input type="checkbox"/>
24	被災家屋等の所有者の印鑑登録証明書	発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。